

三重県障害福祉サービス事業者等指導実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、三重県が自立支援給付、障害児通所給付及び障害児入所給付（以下「自立支援給付等」という。）に関して必要があると認めるときに、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第11条第2項並びに児童福祉法第24条の15及び第57条の3の3の規定により自立支援給付等対象サービスを行った者若しくはこれらを使用した者に対し、その行った自立支援給付等対象サービスに関し行う報告、質問等について、基本的事項を定めることにより、自立支援給付等対象サービスの質の確保及び自立支援給付等の適正化を図ることを目的とする。

(指導方針)

第2条 指導は、指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設等設置者、指定一般相談支援事業者、指定障害児通所支援事業者及び指定障害児入所施設設置者（以下「障害福祉サービス事業者等」という。）に対し、「三重県指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」（平成25年三重県条例第21号）、「三重県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」（平成25年三重県条例第22号）、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準」（平成24年厚生労働省令第27号）、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成18年厚生労働省告示第523号）、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準」（平成24年厚生労働省告示第124号）、「厚生労働大臣が定める一単位の単価」（平成18年厚生労働省告示第539号）、「三重県指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」（平成25年三重県条例第19号）、「三重県指定障害児入所施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」（平成25年三重県条例第20号）、「児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準」（平成24年厚生労働省告示第122号）、「児童福祉法に基づく指定入所支援に要する費用の額の算定に関する基準」（平成24年厚生労働省告示第123号）並びに「厚生労働大臣が定める一単位の単価」（平成24年厚生労働省告示第128号）等に定める自立支援給付等対象サービスの取扱い、自立支援給付等に係る費用の請求等に関する事項について周知徹底させることを方針とする。

(実施計画)

第3条 前条の目的を達成するため、毎年度実施計画を策定する。

2 実施計画には次の事項を定める。

- (1) 指導の実施方針
- (2) 指導の実施時期（日程）
- (3) 指導の実施形態

（指導の形態）

第4条 指導の形態は次のとおりとする。

(1) 集団指導

障害福祉サービス事業者等に対して、必要な指導の内容に応じ、一定の場所に集めた講習会等の方法より指導を行う。

(2) 運営指導

障害福祉サービス事業者等の事業所において、原則、実地に指導を行う。

（指導対象の選定）

第5条 指導は全ての障害福祉サービス事業者等を対象とするが、重点的かつ効率的な指導を行う観点から、選定については一定の計画に基づいて実施する。

(1) 集団指導の選定基準

全ての障害福祉サービス事業者等を対象に、原則年1回以上実施する。

なお、必要に応じて対象サービス等を選定して実施することもできるものとする。

(2) 運営指導の選定基準

次により障害福祉サービス事業者等を選定し実施する。

(ア) 障害福祉サービス事業者等（就労継続支援A型・就労継続支援B型・共同生活援助・児童発達支援・放課後等デイサービス）

原則として、3年に1回以上実施するとともに、報酬の請求実績及びサービス提供実績等を勘案して選定する。

(イ) 障害福祉サービス事業者等（前記（ア）以外の事業者）

原則として、指定の有効期間内に1回以上実施するとともに、報酬の請求実績及びサービス提供実績等を勘案して選定する。

(ウ) 指定後間もない障害福祉サービス事業者等

原則として、指定後3年以内に実施する。ただし、就労継続支援A型は、原則として、新規指定の半年後を目途に実施する。

(エ) その他特に指導が必要と認められる障害福祉サービス事業者等を対象に実施する。

（指導の体制）

第6条 指導は、子ども・福祉部福祉監査課の職員が所属長の指示を受け、実施する。

2 指導は2名以上の者をもって行い、そのうち1名は、原則として係長級以上の職にある者を充てる。

(指導の方法等)

第7条 指導の方法については次のとおりとする。

(1) 集団指導

ア 指導の対象となる障害福祉サービス事業者等に、あらかじめ集団指導の日時、場所、出席者、指導内容等を文書等により通知する。

イ 指導方法は、自立支援給付等対象サービスの取扱い、自立支援給付等に係る費用の請求の内容、制度改正内容及び障害者虐待事案をはじめとした過去の指導事例等について講習会方式等で行う。

なお、集団指導に欠席した障害福祉サービス事業者等には、当日使用した書類をホームページに掲載する等、必要な情報提供に努めるものとする。

(2) 運営指導

ア 指導の対象となる障害福祉サービス事業者等を決定したときは、あらかじめ次に掲げる事項を文書等により当該障害福祉サービス事業者等に通知する。

ただし、指導対象となる事業所において障害者虐待が疑われているなどの理由により、あらかじめ通知したのでは当該事業所の日常におけるサービスの提供状況を確認することができないと認められる場合は、指導開始時に次にあげる事項文書により通知するものとする。

(ア) 運営指導の根拠規定及び目的

(イ) 運営指導の日時及び場所

(ウ) 指導担当者

(エ) 出席者

障害福祉サービス事業者等の開設者及び管理者の出席を求めるほか、必要に応じて自立支援給付等対象サービスの担当者、自立支援給付等に係る費用の請求担当者又は関係者の出席を求める。

(オ) 準備すべき書類

イ 指導方法は、別途定める指導実施方針に基づき、関係書類を閲覧し、関係者からの面談方式により行う。

(指導結果の講評)

第8条 指導担当者は、運営指導終了後障害福祉サービス事業者等の開設者及び管理者の出席を求めて講評及び必要な助言・指示を行う。

(復命書の作成)

第9条 指導担当者は、指導の内容について調書を作成し、問題点等を記したうえで速やかに上司に復命並びに関係部署に合議しなければならない。

(指導結果の通知等)

第10条 運営指導の結果、改善や過誤による介護報酬の調整を要すると認められる場合には、原則として指導後1ヶ月以内に文書によりその旨を通知する。

- 2 改善結果の報告を求める事項については、文書により報告させるものとする。
- 3 指導結果通知については、関係機関にも送付する。

(監査への変更)

第11条 運営指導中に次号に該当する状況を確認した場合は、運営指導を中止し、直ちに「三重県障害福祉サービス事業者等監査実施要綱」に定めるところにより監査を行うことができる。

- (1) 著しい運営基準違反が確認され、利用者及び入所者等の生命又は身体の安全に危険を及ぼすおそれがあると判断した場合
- (2) 自立支援給付等に係る費用の請求に誤りが確認され、その内容が著しく不正な請求と認められる場合

(指導後の措置)

第12条 運営指導の結果、指導した事項について改善が不十分な障害福祉サービス事業者等については、後日、すみやかに監査を行う。

- 2 運営指導において、自立支援給付等対象サービスの内容又は自立支援給付費等の算定及び請求に関し、基準等に不適合な事実を確認した時は、当該サービス事業者等に対し、自己点検を行わせ、返還すべき内容を確認したうえで、過誤調整による返還を指示するものとする。

(運営指導の拒否への対応)

第13条 正当な理由がなく運営指導を拒否した障害福祉サービス事業者等については、監査を実施できるものとする。

(指導結果の公表)

第14条 毎年度終了後指導の結果についてまとめ、公表する。

(連絡調整会議)

第15条 この要綱に定める指導の円滑な実施と効果的な連携を図るため、子ども・福祉部内に「指導監査調整会議」を置く。

- 2 「指導監査調整会議」に必要な事項は別に定める。

(実施要領)

第16条 指導の実施については、この要綱に定めるほか、「三重県障害福祉サービス

事業者等指導実施要領」に定める。

(その他)

第17条 社会情勢等により、この要綱で定める指導が困難な場合は、その対応等について、別に定める。

附則

- 1 この要綱は、平成19年 5月10日から施行する。
平成22年 4月19日から施行する。
平成23年 5月18日から施行する。
平成24年 4月 1日から施行する。
平成24年10月 5日から施行する。
平成25年 5月24日から施行する。
平成26年 5月 1日から施行する。
平成28年 5月19日から施行する。
平成29年 4月 3日から施行する。
平成30年 4月 2日から施行する。
令和 2年 6月15日から施行する。
令和 5年 4月 3日から施行する。
令和 6年 4月 1日から施行する。
令和 7年 4月 1日から施行する。